

# 公害防止管理者等 届出の手引き

令和6年4月

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課

## はじめに

本手引書は、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」の概要を取りまとめたものです。

本書や関係法令についてご不明な点がございましたら下記までお問い合わせいただきますようよろしくお願いいたします。

### <お問い合わせ先>

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課

電話 : 011-211-2882

ファックス : 011-218-5108

E-mail : kankyo\_taisaku@city.sapporo.jp

目次	頁
1 公害防止管理者とは・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 公害防止管理者等の選任と届出・・・・・・・・	6
3 公害防止管理者の兼任について・・・・・・・・	9
4 資格の取得方法・・・・・・・・・・・・・・・・	11
5 様式集(記載例を含む)・・・・・・・・・・・・	12

### 直近の改定内容

時期	内容
平成27年9月	●初版
令和6年4月	●各種届出様式の体裁を整えました。

# 1 公害防止管理者とは

## (1) 公害防止管理者制度の概要

公害防止管理者とは、公害の発生や汚染の原因となる施設などを有する特定工場において、燃料や原材料の点検、施設の操作・点検・補修など高度な専門技術的内容にわたる業務を担当する者で、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき一定の資格が必要になります。

また、一定規模以上の特定工場については、公害防止管理者のほかに、公害防止主任管理者や公害防止統括者を選任することが義務付けられており、これら公害防止管理者等は市への届出が必要です。

公害防止管理者等の種類、職務の内容、選任の必要な条件及び資格の要否は、表1「公害防止管理者等一覧表」に示すとおりです。

表1 公害防止管理者等一覧表

種類	職務	選任の必要な条件	資格
公害防止統括者及び代理者	公害防止業務の統括管理	常時使用する従業員の数が21人以上である事業者	不要
公害防止主任管理者及び代理者	技術的事項について公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する。	ばい煙発生量が4万m <sup>3</sup> /h以上でかつ 排水量が1万m <sup>3</sup> /日以上	要
公害防止管理者及び代理者	公害防止業務の技術的事項の管理	表-3のとおり	要

## (2) 特定工場

特定工場とは、特定の業種に属し、かつ、特定の公害発生施設を設置している工場で、公害防止組織（公害防止管理者等の選任）の設置が義務付けられています。

対象となる業種及び施設については表2「対象業種及び施設」、発生施設の規模要件等は表3「公害防止管理者等の種類及び公害発生施設の区分」に示すとおりです。

表 2 対象業種及び施設

対象となる業種	対象となる施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造業（物品の加工業も含む）</li> <li>・ 電気供給業</li> <li>・ ガス供給業</li> <li>・ 熱供給業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ばい煙発生施設等</li> <li>・ 汚水等排出施設等</li> <li>・ 騒音発生施設</li> <li>・ 振動発生施設</li> <li>・ 特定粉じん発生施設</li> <li>・ 一般粉じん発生施設</li> <li>・ ダイオキシン類発生施設等</li> </ul>

### （３）公害防止統括者

公害防止統括者は、特定工場の公害防止に関する業務を統括管理する役割を担い、常時使用する従業員数が 21 人以上の特定工場では、工場長などの職責のある者から選任しなければなりません。なお、公害防止管理者の資格は必要としません。

### （４）公害防止主任管理者

公害防止主任管理者は、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する役割を担い、資格を必要とします。

ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている工場で排出ガス量が 4 万 m<sup>3</sup>以上／時であり、かつ、排出水量が 1 万 m<sup>3</sup>／日以上である特定工場に選任が義務付けられています。（一定の条件の場合、選任の免除規定があります。）

### （５）公害防止管理者の種類

公害防止管理者は公害発生施設の区分ごとに選任しなければなりません。それぞれの区分ごとに資格が必要で、表 3 「公害防止管理者等の種類及び公害発生施設の区分」のとおり 12 種類あります。

表 3 公害防止管理者等の種類及び公害発生施設の区分

資格の区分		選任できる有資格者の種類	公害発生施設の区分
大気関係	第一種 公害防止 管理者	大気関係第一種 有資格者	大気関係有害物質発生施設で排出 ガス量が 4 万 m <sup>3</sup> /時以上の工場
	第二種 公害防止 管理者	大気関係第一種、第二種 有資格者	大気関係有害物質発生施設で排出 ガス量が 4 万 m <sup>3</sup> /時未満の工場
	第三種 公害防止 管理者	大気関係第一種、第三種 有資格者	大気関係有害物質発生施設以外の ばい煙発生施設で排出ガス量が 4 万 m <sup>3</sup> /時以上の工場
	第四種 公害防止 管理者	大気関係第一種～第四種 有資格者	大気関係有害物質発生施設以外の ばい煙発生施設で排出ガス量が 1 万 m <sup>3</sup> /時以上、4 万 m <sup>3</sup> /時未満の工 場
水質関係	第一種 公害防止 管理者	水質関係第一種 有資格者	水質関係有害物質発生施設で排出 水量が 1 万 m <sup>3</sup> /日以上以上の工場
	第二種 公害防止 管理者	水質関係第一種、第二種 有資格者	水質関係有害物質発生施設で排出 水量が 1 万 m <sup>3</sup> /日未満の工場又は 特定地下浸透水を浸透させている 工場
	第三種 公害防止 管理者	水質関係第一種、第三種 有資格者	水質関係有害物質発生施設以外の 汚水等排出施設で排出水量が 1 万 m <sup>3</sup> /日以上以上の工場
	第四種 公害防止 管理者	水質関係第一種～第四種 有資格者	水質関係有害物質発生施設以外の 汚水等排出施設で排出水量が 1 千 m <sup>3</sup> /日以上、1 万 m <sup>3</sup> /日未満の工場
騒音・振動関係 公害防止管理者		騒音・振動関係有資格者 騒音関係有資格者 振動関係有資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械プレス(呼び加圧能力が 980kN 以上のものに限る。騒音・振動)</li> <li>・鍛造機(落下部分の重量が 1t 以 上のハンマーに限る。騒音・振動)、</li> <li>・液圧プレス(矯正プレスを除く、 呼び加圧能力が 2,941kN 以上のもの に限る。振動のみ)</li> </ul> <p>(いずれも市街化調整区域及び工 業専用地域を除いた都市計画区域 内にあるもの)</p>

特定粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第一種～第四種 有資格者 特定粉じん関係有資格者	<b>特定粉じん（石綿）発生施設</b>
一般粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第一種～第四種 有資格者 特定粉じん関係有資格者 一般粉じん関係有資格者	<b>一般粉じん（石綿以外のもの）発生施設</b>
ダイオキシン類 関係 公害防止管理者	ダイオキシン類関係 有資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼結鉍（銑鉄の製造の用に供するものに限り）の製造の用に供する<b>焼結炉</b></li> <li>・製鋼の用に供する<b>電気炉</b>（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く）</li> <li>・亜鉛の回収の用に供する<b>焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、溶解炉及び乾燥炉</b></li> <li>・アルミニウム合金の製造の用に供する<b>焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉</b></li> </ul>

騒音関係公害防止管理者及び振動関係公害防止管理者の区分については、2つの資格を統合し、新たに騒音・振動関係公害防止管理者の資格が設けられました。（平成16年法施行令改正、平成18年4月1日施行）

なお、平成17年度以前の騒音関係公害防止管理者及び振動関係公害防止管理者の有資格者は、従前どおり騒音関係公害防止管理者又は振動関係公害防止管理者の資格を有しているものとしています。

## 2 公害防止管理者等の選任と届出

公害防止管理者等の届出の概要は表4「公害防止管理者等の届出書類等」のとおりです。

表4 公害防止管理者等の届出書類等

届出書類	選任期間	届出期間	添付書類	様式
公害防止統括者（公害防止統括者の代理人）選任、死亡、解任届出書	30日以内	30日以内	-	様式第1
公害防止管理者（公害防止管理者の代理人）選任、死亡、解任届出書	60日以内		資格を有するものである旨を証する書類	様式第2
公害防止主任管理者（公害防止主任管理者の代理人）選任、死亡、解任届出書			資格を有するものである旨を証する書類	様式第3
承継届出書 （相続又は合併のときのみ）	遅滞なく		1、2、3のいずれか 1 相続同意証明書及び戸籍謄本 2 相続証明書及び戸籍謄本 3 法人の登記簿の謄本	様式第3 の2

詳細な内容は、次のとおりです。

### （1）公害防止統括者と同代理者の選任（届出書：様式第1）

- ・公害防止統括者は、事業者（会社全体）の常時使用する従業員数が21人以上の場合、選任が必要です。（事業所の従業員数ではありません。）
- ・公害防止統括者を選任すべき事由が発生した日から30日以内に選任してください。また、代理者も同様です。
- ・選任してから30日以内に届出してください。

- ・ 公害防止統括者は、事業の実施を統括管理する者（工場長など）であることが必要です。
- ・ 公害防止統括者の代理者の選任も同様です。（届出様式、添付書類は統括者と同じ）

（２） 公害防止管理者と同代理者の選任（届出書：様式第２）

- ・ 公害防止管理者を選任すべき事由が発生した日から 60 日以内に選任してください。また、代理者も同様です。
- ・ 選任してから 30 日以内に届出してください。
- ・ 公害防止管理者は添付書類として資格を有する書類（資格書のコピー）が必要です。
- ・ 公害防止管理者の代理者の選任も同様です。（届出様式、添付書類は管理者と同じ）

なお、公害防止管理者の兼任については、「3 公害防止管理者の兼任について」を参照してください。

（３） 公害防止主任管理者と同代理者の選任（届出書：様式第３）

- ・ 公害防止主任管理者は、一定規模（排出ガス量：4 万 m<sup>3</sup>/時以上かつ排水量 1 万 m<sup>3</sup>/日以上）の対象施設で選任が必要であり、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮することになっています。
- ・ 公害防止主任管理者を選任すべき事由が発生した日から 60 日以内に選任する必要があります。また、代理者も同様です。
- ・ 選任してから 30 日以内に届出してください。
- ・ 公害防止主任管理者は添付書類として資格を有する書類（資格書のコピー）が必要です。
- ・ 公害防止主任管理者の代理者の選任も同様です。（届出様式、添付書類は管理者と同じ）

なお、公害防止主任管理者を選任しなければならない特定工場において、大気関係公害防止管理者と水質関係公害防止管理者の両者間の調整を要しない場合や、両者を同一人が兼任している場合など、当該工場か

らの排出ガス及び排出水が確実に処理できる場合には、公害防止主任管理者の選任をしなくてもよいことになっています。

(4) 解任（届出書：様式第1、様式第2、様式第3）

- ・公害防止管理者、統括者、主任管理者、同代理者を解任してから30日以内に届出が必要です。
- ・公害防止管理者、統括者及び主任管理者並びに同代理者、ともに対象未満となれば解任となるので、解任の届出が必要です。
- ・届出書は、選任と解任（死亡）が同時に届出できる様式となっています。
- ・事業所が廃止となった場合は、解任の届出が必要です。

(5) 承継（法第6条の2）（届出書：様式第3の2）

ア 法人の場合

- ・法人の場合、承継の扱いとなるのは合併の場合のみで、分割は該当しません。
- ・承継届には、法人の登記事項証明書の添付が必要です。

イ 個人の場合

- ・個人の場合、相続人（2人以上いる場合は、相続人全員の同意により選定した者）が地位を承継します。
- ・承継届には、事実を証明する書面（戸籍謄本等）の添付が必要です。

（法第6条の2第2項、届出：施行規則第10条の2第1項、添付書類：施行規則第10条の2第2項）

(6) 届出者の氏名変更、事業所の名称変更

法には届出者の氏名変更及び事業所の名称変更の届出の制度がないため、公害防止管理者等の届出は不要です。

(7) 事業場の廃止

事業場が廃止される場合は、解任届が必要です。（大気、騒音、振動、条例などの廃止届も必要）

### 3 公害防止管理者の兼任について

原則として同一人が複数の工場の公害防止管理者になることはできませんが、次の場合、兼務ができます。

#### (1) 同じ会社が複数の工場で同一人を公害防止管理者（代理者）に選任する場合

- ・ 兼務工場が常時勤務する工場から2時間以内に到達できる場所にあること。
- ・ 兼務工場が同種、類似であるか、又は生産工程上密接な関連を有すること。
- ・ 兼務工場で統括管理する者が同一であるか、又は業務規程で業務の実施体制及び指揮命令系統の定めがあること。
- ・ 業務規程で異常時の連絡体制及び応急の措置等の公害防止に必要な事項が定められていること。
- ・ 常時勤務する工場と他の兼務工場間で公害の発生状況を監視できる通信手段が整備されていること。
- ・ 兼務工場数は5以下であること。

#### (2) 親子会社が複数の工場で同一人を公害防止管理者に選任する場合

- ・ 兼務工場が同一敷地内に設置されていること。
- ・ 兼務工場が同種、類似であるか、又は生産工程上密接な関連を有すること。
- ・ 特定事業者と兼務公害防止管理者の会社の契約で、
  - ① 会社相互の義務、責任及び連携体制
  - ② 兼務公害防止管理者の業務範囲、責任、権限及び指揮命令系統が具体的かつ体系的に定められていること。
- ・ 業務規程で異常時の連絡体制及び応急の措置等の公害防止に必要な事項が定められていること。
- ・ 兼務工場数は5以下であること。

(3) 事業協同組合等が複数の工場で同一人を公害防止管理者に選任する場合

- ・ 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合の組合員であること。
- ・ 常時使用する従業員数が、50人以下であること。
- ・ 公害防止管理者の資格を有する者に、組合の事業として公害の防止に関する指導を行わせていること。
- ・ 兼務工場が、やむを得ない場合を除き、同一の市町村の区域に設置されていること。
- ・ 兼務工場数は10以下であること。

(4) 同一の業種に属する中小企業者が共同で同一人を公害防止管理者に選任する場合

- ・ 常時使用する従業員数が50人以下であること。
- ・ 兼務工場が、やむを得ない場合を除き、同一の市町村の区域に設置されていること。
- ・ 中小企業者と兼務公害防止管理者の契約で、業務範囲、責任、権限及び指揮命令系統が具体的かつ体系的に定められていること。
- ・ 業務規程で異常時の連絡体制及び応急の措置等の公害防止に必要な事項が定められていること。
- ・ 兼務工場数は10以下であること。

## 4 資格の取得方法

公害防止管理者の資格の取得には次の二つの方法があります。

### (1) 国家試験の受験

毎年1回行われる国家試験を受験に合格して取得する方法で、受験には学歴、年齢、性別及び実務経験等の制限はありません。

### (2) 資格認定講習の受講

資格認定講習を受講し、有資格者となる方法で、講習区分ごとに定められている技術資格又は学歴に応じた実務経験年数を有している方が対象です。当該講習の修了試験に合格した場合は、国家試験に合格した場合と同等の資格が付与されます。

資格取得の詳細については、試験及び資格認定講習を実施している「一般社団法人 産業環境管理協会」にお問合せください。

一般社団法人産業環境管理協会のホームページ

<http://www.jemai.or.jp/>

様式第1（第4条関係）

公害防止統括者（同代理者）選任、死亡・解任届出書

年 月 日

（あて先）札幌市長

届出者 住 所  
（代表者）氏 名

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		※整理番号	
特定工場の所在地		※受理年月日	
特定事業者の常時使用する従業員数		※特定工場の番号	
選任年月日	年 月 日		
公害防止統括者 （同代理者）	職名		
	氏名		
選任の事由			
死亡・解任年月日	年 月 日		
公害防止統括者 （同代理者）	職名		
	氏名		
解任の事由			

備考

- ※印の欄は記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。  
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

公害防止統括者（~~同~~代理者）選任、~~死亡~~→解任届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）札幌市長

届出者住所  
（代表者）氏名 〒060-0001  
札幌市中央区北1条西2丁目  
〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇  
011-\*\*\*-\*\*\*\*

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称	〇〇株式会社〇〇工場		※整理番号	
特定工場の所在地	中央区北1条西2丁目		※受理年月日	
特定事業者の常時使用する従業員数	30人		※特定工場の番号	
選任年月日	〇〇年〇〇月〇〇日			
公害防止統括者 （同代理者）	職名	〇〇工場長		
	氏名	〇〇 〇〇		
選任の事由	人事異動のため			
<del>死亡</del> →解任年月日	〇〇年〇〇月〇〇日			
公害防止統括者 （ <del>同</del> 代理者）	職名	〇〇工場長		
	氏名	〇〇 〇〇		
解任の事由	人事異動のため			

備考

- ※印の欄は記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第2（第7条関係）

公害防止管理者（同代理者）選任、死亡・解任届出書

年 月 日

（あて先）札幌市長

届出者 住所  
（代表者）氏名

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項（第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称			※整理番号	
特定工場の所在地			※受理年月日	年 月 日
大気関係	排出ガス量	$m^3_N/h$	※特定工場の番号	※備考
	ばい煙発生施設の 種類	別紙のとおり		
水質関係	排出水量	$m^3/日$		
	特定地下浸透水の 浸透の有無			
	汚水等排出施設の 種類	別紙のとおり		
騒音関係	騒音発生施設の 種類			
振動関係	振動発生施設の 種類			
特定粉じん 関係	特定粉じん 発生施設の種類			
一般粉じん 関係	一般粉じん 発生施設の種類			
ダイオキシン類 関係	ダイオキシン類 発生施設の種類			

備考

- ※印の欄は記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。  
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

公害防止管理者 (公害防止管理の) 代理者	選 任 年 月 日	年 月 日
	職 名	
	氏 名	
	担 任 業 務 の 範 囲	
	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地	
選 任 の 事 由		
公害防止管理者 (公害防止管理の) 代理者	(死亡・解任)年月日	年 月 日
	職 名	
	氏 名	
	担 任 業 務 の 範 囲	
	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地	
解 任 の 事 由		

備考

- 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)の項には、「〇〇関係第〇種」公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)と記載すること。
- 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 6 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を2以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

ばい煙発生施設の種類の種類

	番号	施設の名称	項番号	施設の規模	施設の用途
有害物質を発生する施設	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
有害物質を発生する施設以外の施設	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				

注1 「施設の名称」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる名称を記載すること。

注2 「項番号」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の上欄に掲げる項番号を記載すること。

注3 「施設の規模」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の下欄に掲げる規模を記載すること。

注4 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

注5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 汚水等排出施設の種類

	番号	施設の名称	項番号	施設の規模	施設の用途
有害物質を発生する施設	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
有害物質を発生する施設以外の施設	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				

注1 「施設の名称」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる名称を記載すること。

注2 「号番号」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号を記載すること。

注3 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

注4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

公害防止管理者（~~同代理者~~）選任、~~死亡~~解任届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）札幌市長

届出者住所  
（代表者）氏名 〒060-0001  
札幌市中央区北1条西2丁目  
〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇  
011-\*\*\*-\*\*\*\*

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項~~（第6条第2項において準用する第3条第3項）~~の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		〇〇株式会社〇〇工場	※整理番号	
特定工場の所在地		中央区北1条西2丁目	※受理年月日	年 月 日
大気関係	排出ガス量	40,000 m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h	※特定工場の番号	※備考
	ばい煙発生施設の種類	別紙のとおり		
水質関係	排出水量	m <sup>3</sup> /日		
	特定地下浸透水の浸透の有無			
	汚水等排出施設の種類	別紙のとおり		
騒音関係	騒音発生施設の種類			
振動関係	振動発生施設の種類			
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設の種類			
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設の種類			
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設の種類			

備考

- ※印の欄は記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

公害防止管理者 (公害防止管理の) 代理者	選 任 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日
	職 名	△△課長
	氏 名	□□ 〇〇
	担 任 業 務 の 範 囲	大気汚染に関すること全般
	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地	
選 任 の 事 由		人事異動のため
公害防止管理者 (公害防止管理の) 代理者	( <del>死・亡・</del> 解任 ) 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日
	職 名	△△課長
	氏 名	〇〇 □□
	担 任 業 務 の 範 囲	大気汚染に関すること全般
	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地	
解 任 の 事 由		人事異動のため

備考

- 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)の項には、「〇〇関係第〇種」公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)と記載すること。
- 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 6 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を2以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

様式第3（第9条関係）

公害防止主任管理者（同代理者）選任、死亡・解任届出書

年 月 日

（あて先）札幌市長

届出者 住 所  
（代表者）氏 名

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第5条第3項において準用する第3条第3項（第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		※整理番号		
特定工場の所在地		※受理年月日		
排出ガス量	$m^3_N/h$	※特定工場の番号		
排出水量	$m^3/日$	※備考		
選任年月日	年 月 日			
公害防止主任管理者（同代理者）	職名			
	氏名			
選任の事由				
死亡・解任年月日	年 月 日			
公害防止主任管理者（同代理者）	職名			
	氏名			
解任の事由				

備考

- ※印の欄は記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

公害防止主任管理者（~~同代理者~~）選任、~~死亡~~→解任届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）札幌市長

〒060-0001  
 届出者 住所 札幌市中央区北1条西2丁目  
 （代表者）氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇  
 011-\*\*\*-\*\*\*\*

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第5条第3項において準用する第3条第3項~~（第6条第2項において準用する第3条第3項）~~の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称	〇〇株式会社〇〇工場		※整理番号	
特定工場の所在地	中央区北1条西2丁目		※受理年月日	
排出ガス量	50,000 m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h		※特定工場の番号	
排出水量	15,000 m <sup>3</sup> /日		※備考	
選任年月日	〇〇年〇〇月〇〇日			
公害防止主任管理者（ <del>同代理者</del> ）	職名	▽▽部長		
	氏名	□□ 〇〇		
選任の事由	人事異動のため			
<del>死亡</del> →解任年月日	〇〇年〇〇月〇〇日			
公害防止主任管理者（ <del>同代理者</del> ）	職名	▽▽部長		
	氏名	□□ 〇〇		
解任の事由	人事異動のため			

備考

- ※印の欄は記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第3の2（第6条の2関係）

承継届出書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

届出者 住 所  
(代表者) 氏 名

下記の法令等の規定に基づき、届出者の地位を承継したので、次のとおり届け出ます。

工場等の名称	承継前		※ 整理番号	
	承継後		※ 受理年月日	年 月 日
工場等の所在地			※ 施設番号	
特定施設等の種類			※ 備考	
承継の年月日		年 月 日		
被承継者	氏名又は名称			
	住所			
承継の原因				
根拠法令等 (該当する項目の□にレ印を記入すること)		<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法第12条第3項 <small>(第17条の1第2項または第18条の1第3第2項において準用する場合を含む。)</small> <input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法第11条第3項 <input type="checkbox"/> 騒音規制法第11条第3項 <input type="checkbox"/> 振動規制法第11条第3項 <input type="checkbox"/> 北海道公害防止条例第31条第3項(第46条) <input type="checkbox"/> 札幌市生活環境の確保に関する条例 <small>第36条(第49条、第66条、第75条、第99条、第113条において準用する場合を含む。)</small> <input type="checkbox"/> ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項 <input type="checkbox"/> 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項 <small>(第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する場合を含む)</small>		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができます。なお、札幌市生活環境の確保に関する条例のみに基づく届出のみの場合は押印または署名は不要です。

様式第3の2（第6条の2関係）

承継届出書

届出日を記載ください。

記載例

承継後の新しい代表者が届出を行ってください。

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 札幌市長

〒060-0001

届出者 住所 東京都千代田区霞ヶ関〇丁目〇番〇号  
 (代表者) 氏名 株式会社かんきょう 代表取締役 環寛江

下記の法令等の規定に基づき、届出者の地位を承継したので、次のとおり届け出ます。

工場等の名称	承継前	株式会社さっぽろ 本社工場	※ 整理番号	
	承継後	株式会社かんきょう本社工場	※ 受理年月日	年 月 日
工場等の所在地		札幌市中央区北1条西2丁目	※ 施設番号	
特定施設等の種類		ボイラー	※ 備考	
承継の年月日		〇年 〇月 〇日		
被承継者	氏名又は名称	株式会社さっぽろ 代表取締役社長 札幌 二郎	}	承継前の旧名、代表者名及び 本所在地を記入してください。
	住所	札幌市中央区北1条西2丁目		
承継の原因		法人の合併のため		
根拠法令等 (該当する項目の□にレ印を記入すること)		<input checked="" type="checkbox"/> 大気汚染防止法第12条第3項 (第17条の1第2項または第18条の1第3第2項において準用する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法第11条第3項 <input type="checkbox"/> 騒音規制法第11条第3項 <input type="checkbox"/> 振動規制法第11条第3項 <input type="checkbox"/> 北海道公害防止条例第31条第3項 (第46条) <input type="checkbox"/> 札幌市生活環境の確保に関する条例 第36条 (第49条、第66条、第75条、第99条、第113条において準用する場合を含む。) <input type="checkbox"/> ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項 <input type="checkbox"/> 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項 (第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する場合を含む)		

該当する欄にレ印を記入するか、■印してください。

札幌市条例に基いた条例のみの届出を行う場合は押印は不要です

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。なお、札幌市生活環境の確保に関する条例のみに基づく届出のみの場合は押印または署名は不要です。